

警報等発表時の児童の登下校について

警報等発表時の対応が以下の通りに変更になりましたので御確認ください。なお、令和5年度**保存版**については破棄していただくよう、よろしくお願いいたします。

記

1 児童の登校する以前に岡崎市に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合

- (1) 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり始業する。
- (2) 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業する。
- (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とする。

※上記(1)(2)の場合や、警報が発表されていない状況においても、豪雨、道路の冠水、河川の増水、積雪等により登校に危険が伴う場合には、保護者の判断により通学班単位で登校を控えたり遅らせたりすることができる。その場合、その旨を学校に連絡する。

2 児童の登校後に岡崎市に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

- (1) 気象・交通機関及び通学路の状況等から、児童が安全に帰宅できると判断した場合は、授業を中止して速やかに下校する。
- (2) 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、校内で児童の安全を確保する。学校情報メールにより状況を伝達し、場合によっては保護者に迎えを依頼する。

3 「特別警報」が発表された場合

- (1) 児童の登校する以前に岡崎市に「特別警報」が発表されている場合
 - ① 児童を登校させない。
 - ② 「特別警報」解除後も、災害の状況及び気象・通学路の状況等の情報収集に努め、児童が安全に登校できると判断できるまで登校しない。
- (2) 児童の登校後に岡崎市に「特別警報」が発表された場合
 - ① ただちに授業を中止し、災害の状況や気象・交通機関、通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
 - ② 児童を校内に留め置いた場合、「特別警報」解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童が安全に下校できると判断できるまでは下校させない。

4 その他

- (1) 「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発表された場合、育成センター、学区こどもの家を利用することはできません。可能な範囲で早めのお迎えをお願いします。
- (2) 土日祝日で部活動が予定されている日に、豪雨等により児童の安全確保が難しいと判断される場合には、全ての部活動を中止します。